

国民健康保険県内統一に向けた改定モデル（案）

資料 1

この表は、県内統一に向けて、現行の保険税率を改正していくにあたり緩やかに移行するため、令和8年度及び令和10年度の2度改定した場合（標準保険料と市R7保険税の差を均等三分割）の保険税率の推移と平均的所得者の場合の年間保険料を試算したモデルである。なお今後、改定率は、標準保険料の状況により数値は異なってくる。

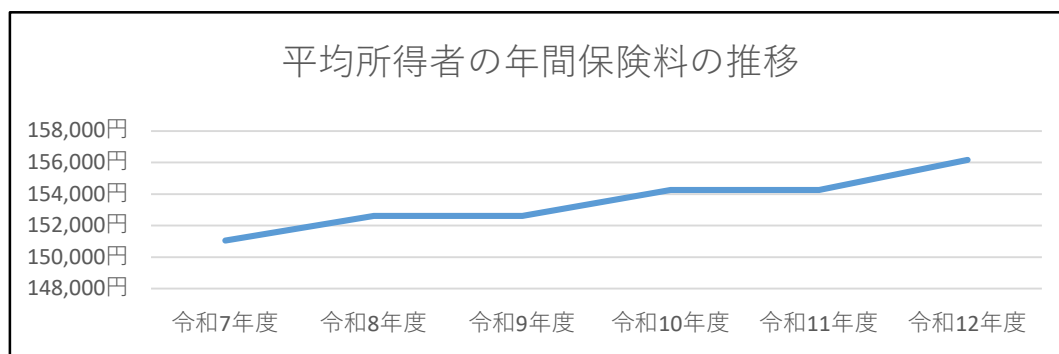
また、子ども子育て支援納付金にかかる増減については加味しておらず、国・県からの算定内容が明らかになり次第改めて算定を行う。

① 令和8年度及び令和10年度に改定した場合

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
医療分	所得割	あわら市	6.50%	6.40%	6.40%	6.30%	6.30%	6.18%
		標準保険料	6.18%					
	均等割	あわら市	30,000円	28,900円	28,900円	27,800円	27,800円	26,812円
		標準保険料	26,812円					
	平等割	あわら市	20,000円	19,100円	19,100円	18,200円	18,200円	17,560円
		標準保険料	17,560円					
後期	所得割	あわら市	2.50%	2.60%	2.60%	2.70%	2.70%	2.80%
		標準保険料	2.80%					
	均等割	あわら市	8,000円	9,300円	9,300円	10,600円	10,600円	12,017円
		標準保険料	12,017円					
	平等割	あわら市	6,000円	6,600円	6,600円	7,200円	7,200円	7,870円
		標準保険料	7,870円					
介護	所得割	あわら市	2.00%	2.10%	2.10%	2.20%	2.20%	2.31%
		標準保険料	2.31%					
	均等割	あわら市	9,000円	10,100円	10,100円	11,200円	11,200円	12,072円
		標準保険料	12,072円					
	平等割	あわら市	6,000円	5,900円	5,900円	5,900円	5,900円	5,884円
		標準保険料	5,884円					

② 平均的所得者の年間保険料を試算したモデル

	所得	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
医療	655,000円	92,575円	89,920円	89,920円	87,265円	87,265円	84,851円
後期	655,000円	30,375円	32,930円	32,930円	35,485円	35,485円	38,227円
介護	655,000円	28,100円	29,755円	29,755円	31,510円	31,510円	33,087円
計		151,050円	152,605円	152,605円	154,260円	154,260円	156,165円



子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔(参考) 被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔(参考) 被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔(参考) 被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔(参考) 被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔(参考) 被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考) 被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔(参考) 被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔(参考) 被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔(参考) 被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔(参考) 被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考) 被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔(参考) 被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔(参考) 被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 〔(参考) 一世帯当たり 350円〕	300円 〔(参考) 一世帯当たり 450円〕	400円 〔(参考) 一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔(参考) 一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

(注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2) 被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(*)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日こども家庭庁「被用者の年収別の支援金額(機械的な計算)」についてを参照。
* 令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

(注3) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

(注4) 国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。
* 年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえません。

(注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの方では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。
* 年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえません。

(注6) 介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)

令和7年度標準保険料率の算定結果

1 都道府県標準保険料率

(単位：所得割 ％、均等割 円)

	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
福井県	6.14	37,582	2.83	17,039	2.35	17,115

2 市町村標準保険料率

(単位：所得割 ％、均等割・平等割 円)

	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
福井市	6.21	26,937	17,642	2.78	11,930	7,813	2.29	12,001	5,850
敦賀市	6.24	27,064	17,725	2.80	12,003	7,861	2.25	11,779	5,741
小浜市	6.29	27,282	17,868	2.75	11,087	7,733	2.27	11,882	5,792
大野市	5.80	25,166	16,482	2.74	11,760	7,702	2.24	11,727	5,716
勝山市	5.82	25,247	16,535	2.78	11,915	7,804	2.31	12,107	5,901
鯖江市	5.91	25,655	16,802	2.79	11,989	7,852	2.30	12,040	5,869
あわら市	6.18	26,812	17,560	2.80	12,017	7,870	2.31	12,072	5,884
越前市	5.92	25,688	16,824	2.78	11,914	7,802	2.27	11,853	5,777
坂井市	6.28	27,247	17,844	2.80	12,022	7,873	2.30	12,050	5,873
永平寺町	6.29	27,274	17,862	2.74	11,758	7,700	2.33	12,205	5,949
池田町	5.64	24,472	16,027	2.81	12,036	7,883	2.28	11,949	5,824
南越前町	5.18	22,471	14,717	2.76	11,837	7,752	2.30	12,038	5,867
越前町	5.74	24,882	16,295	2.75	11,808	7,733	2.32	12,163	5,928
美浜町	5.34	23,164	15,170	2.80	11,993	7,854	2.29	11,967	5,833
高浜町	5.41	23,455	15,361	2.76	11,836	7,752	2.33	12,186	5,940
おおい町	5.23	22,687	14,858	2.74	11,767	7,706	2.25	11,787	5,745
若狭町	6.02	26,109	17,099	2.77	11,869	7,774	2.33	12,169	5,931

留意事項

- ・標準保険料率とは、統一のルールに基づいて算定した理論上の保険料率です。
- ・各市町の判断で行っている法定外一般会計繰入、基金繰入等は考慮していません。
- ・各市町は標準保険料率を参考に、現行の保険料水準を考慮して令和7年度の保険料率を決定するため、各市町が定める実際の保険料率とは異なります。